

評議員等報酬規程

—理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準—

社会福祉法人 熊谷東雲会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊谷東雲会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、役員及び評議員を併せて評議員等という。
- (2) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 評議員等には、職務執行の対価として次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事長の報酬は、月額で支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 理事長以外の役員及び評議員の報酬は、理事会及び監査、評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたる都度日額で支給する。
- (3) 理事が当法人の職員を兼務し、職員給与が支払われる場合は、報酬等は支給しない。

(報酬の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬は別表1に定める額とする。

2 理事長以外の役員及び評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

(費用の算定方法)

第5条 当法人は、評議員等が職務の遂行に当たって負担した費用について支払ことができる。

2 評議員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 費用の額は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長に対する報酬等の支給の時期は職員給与規程に準じた日とする。

2 理事長以外の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込ことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

理事長の報酬

役 職 名	月 額
理事長	500,000 円以内

別表 2

理事長以外の評議員等の報酬

(1) 評議員

職 務	日 額
評議員会への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(2) 理事

職 務	日 額
理事会等会議への出席	20,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

(3) 監事

職 務	日 額
理事会等会議への出席	20,000 円
監事監査への出席	50,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000 円

別表 3

費用の額

対象となる費用	額
評議員等の出張の際必要となる費用	実費相当額
上記の他、職務の遂行にあたり必要となる費用	実費相当額